



2022年3月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス ペ ー ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 々 木 靖 浩
(コ ー ド 9 6 2 2 東 証 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長 松 尾 信 幸
(電 話 番 号 : 0 3 - 3 6 6 9 - 4 0 0 8)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月4日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を2022年3月29日開催予定の当社第50期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 場所の定めのない株主総会の導入（変更案第12条）

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、所定の変更を行うものであります。なお、本変更の効力は、本株主総会での決議に加え、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものといたします。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入（変更案第18条）

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所定の変更を行うものであります。

(3) 役付取締役の廃止（変更案第28条）

当社では本株主総会終結時より、取締役が担う経営に関する意思決定及び監督機能と、執行役員が担う業務執行機能を明確に分離し、さらなるガバナンスの強化を図ることといたしました。従前、取締役の役付を定款に定めておりましたが、今後は、取締役会長及び取締役社長を除いて役付取締役を廃止することから、所定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. <u>株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、名古屋市においても招集することができる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定しなければならない。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定しなければならない。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会の招集に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第12条(株主総会の招集)の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第18条(株主総会資料の電子提供)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定に関わらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

2022年3月29日 (火)

定款変更の効力発生日 (予定)

2022年3月29日 (火)

以 上